

○国土交通省告示第百五十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十五第一号の規定に基づき、雷撃によつて生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十五号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法は、日本産業規格Z九二九〇（雷保護）―三―二〇一九に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする。</p>
改正前	<p>雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法は、日本産業規格A四二〇一（建築物等の雷保護）―二〇〇三に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までにその工事に着手する建築物の避雷設備については、この告示による改正後の平成十二年建設省告示第千四百二十五号に規定する構造方法によらないで、この告示による改正前の平成十二年建設省告示第千四百二十五号に規定する構造方法によることができる。